

## 龍ヶ崎市電子入札運用基準

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この運用基準は、市が実施する電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、龍ヶ崎市電子入札実施要綱（令和6年龍ヶ崎市告示第3号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が執行する入札手続を処理するシステムで、入札案件の登録から指名、一般競争入札の参加申請、入札及び落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を電子計算機とインターネットを利用して処理するシステムをいう。
- (2) P P I 発注情報、入札結果をインターネット上に公開するとともに、入札参加者による発注図書類のダウンロードを可能にする公共工事入札情報サービスシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムで処理する入開札事務をいう。
- (4) 紙入札 要綱第7条の規定による、書面による入札書の提出をいう。
- (5) I Cカード 電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。入札参加者と市の双方でI Cカードを使用した情報のやり取りを行う。
- (6) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、電子計算機で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじを行うことをいう。

#### (共通事項)

第3条 要綱第3条の規定により、電子入札の対象となった案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として、電子入札システムにより入開札事務を行うものとする。

- (1) 電子入札案件の概要、入札結果、その他入札手続に必要な事項の公表はP P Iにより行うものとする。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、龍ヶ崎市の休日定める条例（平成元年龍ヶ崎市条例第25号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、それぞれ次に掲げる時間帯とするものとする。
  - ア 市側 午前8時30分から午後10時まで
  - イ 入札参加者側 午前9時から午後6時まで
- (3) 電子入札案件に係る開札日時等は、次のとおりとする。
  - ア 開札予定日は、入札書締切日の翌々日（市の休日にあたる場合は、その翌日）を標準とする。
  - イ 入札書締切時刻は、入札書締切日の午後5時を標準とする。

ウ その他の期間等は、要綱第5条の規定に準じ記載するものとする。

(4) 公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、落札方式、工事／業務区分、内訳書有無又は案件区分について錯誤が認められた場合には、速やかに案件の再登録を行うものとする。

(5) 電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかとする。ただし、提出する電子ファイルは、ウイルスチェック済みのものに限り、圧縮及び当該ファイルの保存時に損なわれる機能の利用は認めない。

ア csv形式で保存したテキストファイル

イ tif形式で保存した画像ファイル

(6) 入札参加者から提出された電子ファイルにウイルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、市よりウイルスに感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について指示するものとする。

## 第2章 入札事務

### (入札書等の取扱い)

第4条 入札書は、電子入札システムにより金額を入力して提出するものとする。また、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）の提出を求めた案件について、次条第1項又は第21条の規定によらない方法で提出した内訳書は、提出していないものとしてみなすものとする。

2 入札参加者が、電子くじを行うためのくじ番号を入力していない場合は、そのくじ番号を「000」とみなすものとする。

### (内訳書の提出方法)

第5条 内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルでの提出を原則とする。ただし、入札書の提出の前に市に申し出た場合は、持参又は書留郵便での提出を認めるものとする。内訳書の提出期間は電子入札システムによる入札書の提出期間と同様とする。

2 龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市規則第6号。以下「規則」という。）第10条第1項から第3項の規定は、前項のただし書の定めにより認められた内訳書の提出をする場合において準用する。この場合において、同条中「入札書」とあるのは「内訳書」と読み替えるものとする。なお、内訳書には住所又は所在地及び氏名又は商号を記載するものとし、押印は不要とする。

### (入札書提出時の留意点)

第6条 入札参加者は、次の各号に留意して適正な入札書の提出がなされるよう努めなければならない。

(1) 入札書の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

(2) 入札書締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。

(3) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

### (入札の辞退)

第7条 入札参加者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者の使用に係る電子計算機の不具合等によりシステムによる辞退届の提出が困難である場合は、書面により

辞退届を提出することができるものとする。

3 入札書の提出がなかった場合は、辞退したものみなす。

(入札書等提出後の撤回等)

第8条 電子入札システムにより一旦提出された入札書若しくは内訳書又は辞退届は、撤回、訂正等(紙入札への移行を含む)は認めないものとする。

(開札)

第9条 開札は、事前に設定した開札予定日時に、速やかに行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、入札執行者の開札宣言後、紙入札の入札書を開封して、その内容を電子入札システムに登録した後に、残りの入札書の開札を行うものとする。この場合において、登録順は紙入札の入札書を受理した順番とする。

2 開札を延期する場合には、電子入札システム等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

3 開札を取り止める場合には、電子入札システム等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を取り止める旨の通知を行うものとする。

(入札参加資格申請の取扱い)

第10条 入札参加資格の審査において必要な書類は、電子入札システムにより電子ファイルでの提出を原則とする。ただし、開札後に入札参加資格の審査を行うこととしている場合、電子ファイルとして提出する添付書類の容量が2メガバイトを超える場合又は紙入札の場合は、書類の持参又は電子メールの方法により提出することができるものとし、要綱第5条の規定に準じその旨を記載するものとする。

### 第3章 利用者登録及びICカードの取扱い

(電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準)

第11条 電子入札システムを利用することができる者は、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号)第11条の名簿に登載されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から電子入札システムによる入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)とする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、代表となる企業の代表者のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

(受任者による電子入札システムの利用基準)

第12条 前条の規定に基づき、受任者が電子入札システムを利用する場合は、次条の規定により委任状(様式第1号)を提出しなければならない。

2 委任期間は、入札参加資格の有効期限を限度とし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について速やかに書面による届出を行うものとする。

(電子入札システムへの利用者登録)

第13条 入札参加者で、初めて電子入札システムを利用するものや新たにICカードを取得したものは、電子入札システムに利用者の登録を行うと

ともに、次の各号の定めにより書面による届出を行うものとする。なお、電子入札システムは、利用者登録の許可の後から利用可能となるものとする。

(1) 提出書類

ア 電子入札利用届（様式第2号）

イ 利用者情報 電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者の電子計算機から印刷したICカード情報等を記載したもの

ウ 委任状 前条の規定に基づくもの

(2) 提出方法 持参又は郵送によるものとする。

(3) 提出先 龍ヶ崎市総務部財政課

（電子入札システムに登録できるICカードの基準）

第14条 電子入札システムに登録することができるICカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、ICカードの名義は、代表者又は受任者とし、いずれか一名義のみとする。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、単独業者用として電子入札システムに登録した代表となる企業の代表者のICカードを使用する。

（代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更）

第15条 第13条の規定により利用者登録を行った者（以下「利用者」という。）は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及びICカード利用部署情報の変更が生じた場合には、自身の電子計算機から随時変更内容の登録を行うものとする。

（ICカード有効期限の対応）

第16条 利用者は、現在使用しているICカードの有効期間内に、電子入札システムに新しいICカードの登録を行うものとする。なお、ICカードの名義又は住所若しくは所在地の変更を伴う場合は、次条の規定によるものとする。

2 入札参加者は、有効期限が、参加しようとする案件の開札予定日より後に到来するICカードを使用しなければならない。

（ICカードの名義又は住所若しくは所在地の変更）

第17条 利用者は、ICカードの名義又は住所若しくは所在地の変更が生じた場合には、第13条の規定に準じてICカードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。なお、当該変更登録手続中は、第19条第2号の規定に該当するものとする。

（不正なICカードを用いた利用の取扱い）

第18条 入札参加者が不正なICカードを用いて電子入札システムを利用した場合には、入札への参加を認めないものとする。なお、不正なICカードとはおおむね次に掲げるものに該当するものをいう。

(1) 他人の名義を不正に取得し、名義人以外の者が用いるもの

(2) 代表者又は受任者と異なる名義のもの。

第3章 紙入札での参加

(当初から紙入札での参加を認める基準)

第19条 入札参加者から指定する期間内に紙入札参加届出書(様式第3号)が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を認めるものとする。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 名称、住所若しくは所在地、代表者又は受任者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 電子入札の導入準備中で、ICカードの取得が間に合わなかった場合

(電子入札から紙入札への変更を認める基準)

第20条 電子入札の手続開始後、入札書の提出が済んでいない入札参加者から紙入札への変更を求められたときには、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、入札書締切日時までに紙入札参加届出書及び紙入札書を提出するものとする。

- (1) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 名称、住所若しくは所在地、代表者又は受任者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 入札参加者側のシステム障害の場合

2 前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者について、紙入札により電子入札案件に参加する業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。なお、既に電子入札システムにより行った書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

(紙入札による提出書類等の取扱い)

第21条 前2条の規定により、紙入札での参加を認めた場合には、要綱第7条から第11条の規定に準じ提出書類等を取り扱うものとし、提出の方法は規則第10条第1項から第3項の例による。この場合において、第5条の規定にかかわらず、内訳書は入札書に同封するものとする。

(紙入札によるくじ番号の取扱い)

第22条 紙入札によるくじ番号は、入札参加者が入札書に3桁のくじ番号を記入し提出するものとする。ただし、くじ番号が記載されていない場合は「000」とみなすものとする。

#### 第5章 指名競争入札の取扱い

(指名競争入札の参加者の指名)

第23条 規則第16条第2項の規定に基づく指名は、利用者に限定しない。なお、利用者以外の者を指名する場合は、代表者に対し郵送、FAX又は電子メールの方法により行うものとする。

#### 第6章 システム障害等の取扱い

(システム障害等の取扱い)

第24条 市のシステム等に障害等により、全ての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書締切日時及び開札日時の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り替えるものとし、市公式ホームページ等により周知を行うものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この基準は、公布の日から施行し、令和6年2月1日以後の入札の公告又は指名業者の指名を行う入札から適用する。  
（経過措置）
- 2 要綱の公布の日から1年を経過する日までは電子入札の導入準備期間とし、この日までに入札の公告又は指名業者の指名を行う案件に参加しようとする者のうち、電子入札を導入していないものは第19条第3号に該当するものとみなす。

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

（委任者）  
登録番号  
住所又は所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

委任状（電子入札用）

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

（受任者）  
住所又は所在地  
名 称  
代理人職氏名

（委任事項）

1 龍ヶ崎市が発注する競争入札について、電子入札システムを利用した入札に関する件

2 委任期間 年 月 日から  
年 月 日まで

※ 代表者より代理人として入札に関する権限の委任を受ける者のICカードを登録する場合に提出すること。

様式第2号（第13条関係）

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

（届出者）

登録番号

住所又は所在地

名 称

代表者職氏名

印

電子入札利用届

龍ヶ崎市における電子入札システムを利用したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

（添付書類）

1 利用者情報（※1）

2 委任状（※2）

※1 電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者の電子計算機から印刷したICカード情報等を記載したもの。

※2 委任する場合のみ、様式第1号を添付すること。

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

（申請者）  
登録番号  
住所又は所在地  
名 称  
代表者職氏名

印

紙入札参加届出書

下記案件について、電子入札システムによる入札に参加できないため、紙入札による参加の届出書を提出します。

1 件名

2 電子入札システムによる参加ができない理由（レ点をつける。）

- ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中
- 名称、住所若しくは所在地、代表者、又は受任者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中
- 電子入札の導入準備中で、ICカードの取得が間に合わなかった場合
- 入札参加者側のシステム障害